



PCB廃棄物は 処分期限までに処分しましょう！

◆PCB廃棄物は、次の**期限までに処分**することが法令で義務付けられています。

PCBの濃度	種類	処分期限	処分先
高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサ	令和4年3月31日	中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO) ※北海道PCB処理事業所(室蘭市)
	安定器・汚染物	令和5年3月31日	
低濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサ 汚染物等	令和9年3月31日	無害化処理施設等

◆普段人の出入りがない場所や高い所などに残されている可能性があります。
事業場内を再確認し、発見された場合は**期限までの処分**をお願いします！

PCBが使用された可能性がある電気機器等

- 絶縁油にPCBが使用された可能性がある電気機器には、高圧用の変圧器、コンデンサー、業務用照明器具(蛍光灯・水銀灯等)の安定器、低圧進相コンデンサーなどがあります。
- 古いX線装置や溶接機には、PCBが使用されたコンデンサーが組み込まれたものがあります。



高圧変圧器



高圧コンデンサー



蛍光灯・水銀灯の安定器



X線装置



溶接機

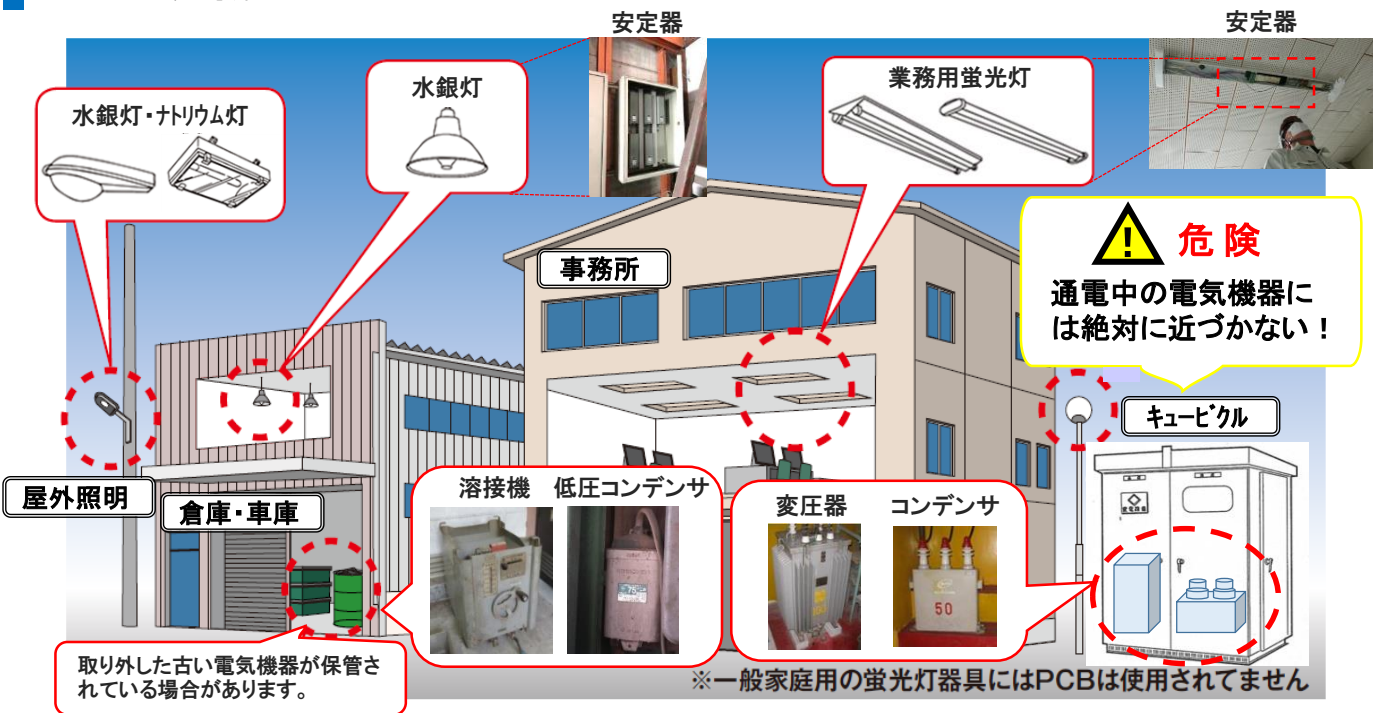


低圧進相コンデンサー
(配電盤や壁に設置)

すぐに点検・適正処理

詳しくは裏面をご覧ください

その電気機器にPCBは含まれていませんか？



◎高圧用の変圧器・コンデンサ、低圧進相コンデンサ

- ・昭和28年から昭和47年に製造された変圧器・コンデンサ ⇒ 高濃度PCBの可能性あり
- ・平成5年以前の変圧器及び平成2年以前のコンデンサ ⇒ 低濃度PCBの可能性あり

〔低圧進相コンデンサについて〕

低圧進相コンデンサは、モーターで稼働する設備や業務用冷凍庫などの電気機器の電気効率を改善する機器であり、壁や配電盤などに設置されていることがあります。本体の電気機器が廃棄された後であっても、低圧進相コンデンサだけが壁や配電盤に残っていることがあるため、見落としにご注意ください。

! 通電中の電気機器は感電の恐れがあり**非常に危険**ですので、**絶対に近づかない**でください。確認を行う場合は電気主任技術者等の専門の方に依頼してください。

◎業務用照明器具の安定器

- ・昭和32年から昭和47年に製造された安定器 ⇒ 高濃度PCBの可能性あり
- ・高濃度PCBを使用した安定器は、昭和52年3月までに建築・改修された建物に使用された可能性があります。

※一般家庭用の蛍光灯器具や白熱電球にはPCBは使用されていません。

◎溶接機

- ・昭和55年までに製造された溶接機 ⇒ 高濃度PCBの可能性あり
- ・平成3年までに製造された溶接機 ⇒ 低濃度PCBの可能性あり

※ 詳細な点検・確認方法は八戸市ホームページをご覧ください。

[八戸市 PCB 検索](#)

(QRコード)



PCBの処分は手順に沿って計画的に！

